

埼玉県警察本部訓令第7号

埼玉県警察音楽隊員服装規程を次のように定める。

昭和52年3月29日

埼玉県警察本部長

音楽隊員服装規程

(目的)

第1条 この規程は、音楽隊員（以下「隊員」という。）の服制及び服装並びに貸与品の貸与について必要な事項を定めることを目的とする。

(服制)

第2条 隊員の服制は、別表のとおりとする。

(貸与品の貸与)

第3条 隊員に貸与する貸与品の品目、員数及び使用期間は、次のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合は、員数を増減し、使用期間を伸縮することができる。

(着用期間)

第4条 冬服及び冬帽子並びに夏服及び夏帽子の着用期間は次のとおりとする。ただし、警察本部長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 冬服及び冬帽子

11月1日から翌年4月30日までの間とする。

(2) 夏服及び夏帽子

5月1日から10月31日までの間とする。ただし、儀式、祭典その他儀礼的な場合を除き6月1日から9月30日までの間は、夏服に代えて盛夏用略装を着用することができるものとする。

(貸与品の取扱い)

第5条 隊員は、貸与品について常に手入れを行い、汚損、滅失等のないよう細心の注意を払わなければならない。

(貸与品の滅失又は毀損の場合の措置)

第6条 隊員が使用期間の終らない貸与品の全部若しくは一部を滅失又は毀損した場合は、速やかに総務部広報課長（以下「広報課長」という。）に報告しなければならない。

2 広報課長は、前項の報告に基づき、その実情を調査のうえ貸与品亡失（毀損）報告書（様

式第1)により警察本部長に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた場合において必要と認めるときは、貸与品を再貸与することができる。

(貸与品の返納)

第7条 隊員は、異動し、休職し、又は退職したときは、貸与品を速やかに返納しなければならない。

(音楽隊員貸与品簿)

第8条 広報課長は、音楽隊員貸与品簿(様式第2)を備え、貸与品の貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年4月1日警察本部訓令第16号)

この訓令は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則(昭和58年5月23日警察本部訓令第11号)

この訓令は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則(平成7年3月27日警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月6日警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年7月26日警察本部訓令第30号)

この訓令は、平成12年8月1日から施行する。

附 則(平成15年5月28日警察本部訓令第21号)

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

附 則(平成30年6月20日警察本部訓令第20号)

この訓令は、平成30年6月20日から施行する。

(別表及び様式省略)